

1 はじめに

- (1) 外国人登録制度は、出入国管理及び難民認定法の規制の下に出入国し在留する外国人を把握し、在留外国人の公正な管理に資するための制度である(外国人登録法第1条)。

具体的には、外国人登録法は、我が国に在留する外国人に対して、上陸の日から90日以内に居住地の市区町村への登録申請義務を課し、申請を受けた市区町村の長は、居住関係及び身分関係などの事項を登録し、同一人性の確認のための顔写真、署名及び家族事項等を記載した外国人登録原票(以下「登録原票」という。)を保管することとなっている。

なお、同一人性の確認のために、従前は、外国人は登録に際して、指紋押なつが義務付けられていたが、平成11年に廃止されている。

登録原票を作成した市区町村の長は、身分関係等を即時把握するために、登録事項を記載した外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)を外国人に交付し、16歳以上の者には同証明書の常時携帯義務が課されている。また、登録された外国人には、居住地等に変更が生じた場合に変更申請義務が課されている。

このように、外国人登録制度とは、在留外国人の公正な管理のために、本邦に滞在する外国人に各種義務を課し、これら義務違反に対しては罰則を課し、外国人に対して義務を強制する制度である(外国人登録法第18条、18条の2)。

- (2) 外国人登録事項には、このように在留外国人の公正な管理に資することを目的として、極めてプライバシーの高い写真、署名、職業などの情報が含まれていることから、非公開の取り扱いとなっている。(外国人登録法第4条の3)。しかしながら、在留外国人と我が国との関わりが深まり、これに伴い、外国人が民事訴訟の当事者となるなど、これまで以上に種々の法的関係の中に置かれることが多くなり、社会的な要請が高まったことから平成11年に外国人登録法の一部を改正して、法律で限定列挙した事由に該当する請求があった場合に限り、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付することができることとしたが、原則、引き続き非公開となっている。

なお、戦前から本邦に在留する在日韓国・朝鮮人の方々の中には、日本式の通名で日常生活を送っている方もおり、外国人であることを他人に知られたくない特殊な事情を有していることから、外国人登録情報の取扱いには慎

重な配慮が必要である。

(注) 最近の外国人登録制度を巡る状況

外国人の在留状況の正確な把握ができていないことから、規制改革・民間開放推進会議、自由民主党及び経団連において、在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化が求められており、犯罪対策閣僚会議の下、政府内で検討を進めている。

2 市場化テスト・民間開放の可否について

- (1) 外国人登録法において規定されている事務は、その処理の権限を市区町村の長又はその職員が処理することが前提とされており、その処理の権限をそれ以外の者に委任することは認められていない。
- (2) 登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付請求の受付・交付事務は、市区町村の長が公に証明するという広義の公証行為ではあるが、「受付」及び「引渡し」といった事実行為については、公務員が事務を実施するのと同等の守秘義務やみなし公務員規定といった人的条件及び高品質ファックスや庁舎整備等の施設的な条件が整備された場合には可能と考えられ、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「郵便局事務取扱法」という。）により郵便局に委託し、郵政民営化後も、守秘義務やみなし公務員規定を整備し、地域住民の利便の増進に資することを維持した上で、引き続き同証明事務を郵便局で取り扱わせることとしたものである。
- (3) 以上から、現在、郵便局に取り扱わせている事務の範囲で、郵便局事務取扱法と同様の法整備を行うのであれば、委託することを検討したい。
- (4) これに対して、各種登録申請の受理、登録証明書の交付及び事実の調査事務などは、在留外国人の公正な管理に資するため、外国人に対して直接に義務を課し、又は権利を制限する処分を伴う事務であり、単なる事実行為である記載事項証明書等の交付事務とは異なり、市区町村の長又はその職員以外の者がこれらの事務を処理することは困難と考える。